

【マイナ免許証運用開始に伴う対応について】

平素は弊社カーシェアリングサービス：フレンツ倶楽部をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2022年の道路交通法の改正により、2025年3月24日（月）から運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード「マイナ免許証」の運用が開始されます。

これにより、運転免許証の保有方法は以下のいずれかとなります。

- ①マイナ免許証のみを保有
- ②マイナ免許証と**従来**の**運転免許証**の両方を保有
- ③**従来**の**運転免許証**のみを保有

カーシェアリングサービス：フレンツ倶楽部では現在のところ、以下のお手続きに関しまして暫定的に**従来**の**運転免許証**が必要でございます。

■**従来**の**運転免許証**が必要なお手続き

- ・入会のお申し込み
- ・運転免許証の更新
- ・記載住所の変更
- ・氏名変更

お手数をおかけいたしますが、サービスのご利用・継続をご希望のお客さまは、

- ②マイナ免許証と**従来**の**運転免許証**の両方を保有

または

- ③**従来**の**運転免許証**のみ保有

としていただき、**従来**の**運転免許証**での手続きをお願いいたします。

なお、当社では今後マイナ免許証への対応を積極的に検討・準備しており、準備が整い次第、速やかにご案内いたします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

株式会社フルタイムシステム F T S コントロールセンター

T E L : 06-6263-2271
